

鳥取市白兔周辺地域魅力創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市白兔周辺地域魅力創造事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、白兔周辺地域（道の駅神話の里白うさぎ、白兔海岸等の鳥取市白兔における観光スポット・ジオサイトを中心とした地域及びその周辺地域をいう。以下同じ。）において新たな魅力創造につながる施設整備など受入環境の充実や情報発信等を支援することにより、観光拠点としての磨き上げを行い、本市の観光振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、白兔周辺地域魅力創造会議とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、白兔周辺地域における観光客の受入環境の充実につながる施設整備、誘客イベントの開催、情報発信その他白兔周辺地域の魅力創造につながる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、委託料、備品購入費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費、謝金、手数料、雑役務費その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除く。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の総額から当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の着手前に行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書(様式第2号)

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 事業報告書(様式第1号)

(2) 収支決算書(様式第2号)

- 3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条第4号の市長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具に該当するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条、第10条関係)

事業計画（報告）書

1 補助事業名 白兔周辺地域魅力創造事業

2 事業（予定）期間 開始 年 月 日
終了 年 月 日（ 日間）

3 事業計画（実績）

（1）具体的内容

--

（2）事業の効果

--

4 事業実績証明書類（写真、図面等） 事業報告書に限り添付

様式第2号(第7条、第10条関係)

収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

【消費税の取り扱い】※いずれか該当するものに○をしてください。

(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所
氏 名

年度鳥取市白兔周辺地域魅力創造事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった鳥取市白兔周辺地域魅力創造事業補助金について、鳥取市白兔周辺地域魅力創造事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | |
| | 円 | |
| (年 月 日付第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 仕入控除税額がない理由（選択又は記入すること。） | | |
| ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。 | | |
| ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。 | | |
| ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。 | | |
| ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。 | | |
| ☐ その他（ ） | | |
| 6 添付資料 | | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（別紙） | | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | |

別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 事業実施主体名

2 事業実施主体住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税 仕入れ				非課税 仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費の内訳							

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法